

第10次清水町社会教育計画

(原案)

清水町教育委員会

第1編 基本構想	1
第1章 社会教育をめぐる現状と課題	1
第2章 計画策定の趣旨	3
第3章 計画の基本的な考え方	3
第1節 計画の名称	
第2節 計画の期間	
第3節 計画の考え方	
第4章 計画の構成	4
第2編 基本計画	5
第1章 計画の基本	5
第2章 目指すべき社会教育の姿	5
「学びによる気づきと分かち合いで地域をつなげる」	
第3章 第6期清水町総合計画との関連	5
第1節 総合計画との関連	
第2節 総合計画における施策の位置づけ	
第4章 施策の基本的方向	6
第1節 基本的方向1 社会教育振興	
第2節 基本的方向2 文化芸術振興	
第3節 基本的方向3 スポーツ振興	
第5章 基本的方向ごとの施策と推進目標	7
第1節 基本的方向1 「暮らしの変化に対応し地域の一体感を高める」	7
第1項 青少年教育	
第2項 成人・家庭教育	
第3項 社会教育施設	
第4項 社会教育推進体制	
第2節 基本的方向2 「文化芸術を再発見し活動の輪を広げる」	8
第1項 文化芸術活動	
第2項 青少年の文化	
第3項 郷土の文化	
第4項 文化芸術施設	
第3節 基本的方向3 「健康と夢を育むスポーツの楽しさをつなげる」	9
第1項 スポーツ活動	
第2項 青少年のスポーツ	
第3項 スポーツ施設	
第4項 スポーツ推進体制	
施策の体系	11

第1編 基本構想

第1章 社会教育をめぐる現状と課題

近年、人口減少の進行や人手不足、ライフスタイルや働き方の多様化、地域における人と人とのつながり方など、社会構造が大きく変化してきている。また、デジタル化の進展や価値観の多様化により、個人の生き方や学びのあり方が大きく変容している。

このような状況の中で、地域コミュニティの維持や社会の担い手の不足など、地域社会を支える基盤に関する課題が顕在化しており、そのあり方も全国的に問われている。

本町においても全国と共通する課題を抱えており、このような課題が進行していくと、自らが暮らす地域に対する主体意識が薄れ、地域づくりは行政が担うものという意識が強まることが懸念される。その結果、社会とのつながりが希薄となり、地域コミュニティや文化の維持が困難になることが危惧される。

加えて、これまで推進してきた社会教育施策においては、次のような課題が指摘されている。

○青少年教育

各種事業が一定の成果を上げてきた一方、家庭環境や社会的要因による体験格差が指摘されており、多様な子どもが参加したくなるような仕組みが求められる。

○成人・家庭教育

学習意欲が高い一方で参加に至らない層が一定数存在するため、参加しやすい学習機会の提供や、事業改善に向けた関係団体との連携等さらなる工夫が求められる。

○社会教育施設

生涯学習活動の拠点である文化センターをはじめとする各施設は、適切に維持管理されているが、今後は利用者の主体的な学びを促進するための支援が必要である。

○社会教育推進体制

町民が自立的かつ自発的に社会教育活動に取り組むため的確に学習情報を得られるよう、効果的な周知が課題である。また、生涯学習ボランティア活動は成果を上げているが、担い手の拡充や支援体制の充実が求められる。

○文化芸術活動

多様な鑑賞機会が提供されているが、活動者や関係者の固定化・減少が課題である。そのため町民が主体的に関わる仕組みをつくり、活動の裾野を広げていく必要がある。

○青少年の文化

文化団体を中心に継続的な取り組みが行われているが、発表や交流の機会が限定的であり、活動の広がりや次世代の担い手育成が課題である。

○郷土の文化

文化史跡等の歴史的資源は適切に管理されている一方、ガイド等観察者の受け入れについて整備が不十分であるため、町民への理解促進や担い手の確保が課題である。

○文化芸術施設

鑑賞や発表の場として有効に活用されているが、施設環境や利用しやすさの面で課題がある。適切な施設整備とともに、町民が身近に利用できる運営体制の充実が必要である。

○スポーツ活動

関心の高さに対して参加者や団体構成員は減少している。大会や団体活動の魅力が十分に伝わっていない点を踏まえ、持続的な振興のため情報発信の強化や参加者層の拡大が課題である。

○青少年のスポーツ

児童生徒数が減少しているにも関わらず、指導者や保護者の熱心な支援により活動が維持されている。今後は指導者育成や送迎支援を継続するとともに、部活動の地域展開を見据えた体制整備が求められる。

○スポーツ施設

施設整備に対する町民の満足度が低く、今後の体育館の方向性が見えないと指摘されているため、利用者や指定管理者及び関係団体と連携した計画的な整備が必要である。

○スポーツ推進体制

生きがいづくりやコミュニケーションの場としてスポーツの役割は大きいが、参加者の固定化などが課題である。町民一人ひとりが楽しみながらスポーツの魅力を感じられるよう、多様なアプローチによりスポーツに关心を持てる仕組みづくりが求められる。

また、国においては「第4期教育振興基本計画」を令和5年6月に閣議決定し、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」を教育政策の重要な目標の一つとして位置づけた。同計画では、社会教育を通じて多様な世代が学び合い、地域や社会の課題に主体的に関わる力を育むことが求められており、学習成果を地域で生かし、社会参画へつなげていく役割が強調されている。

このような背景から、今改めて、社会教育はコミュニティの持続性を高め、ひいては社会全体の安定と発展に寄与する基盤としてその重要性が示されている。

第2章 計画策定の趣旨

本町は「第6期清水町総合計画」において、「まちに気づく まちを築く とかち清水～想いをミライに繋ぐまち～」を将来像として掲げ、まちづくりを進めている。

その将来像の実現に向け、教育委員会では「第9次清水町社会教育計画」を策定し、「学びによる気づきと分かち合いで地域をつなげる」ことを目指して各種施策を実施してきた。

一方、この間、社会環境は大きく変化しており、社会教育に求められる役割や機能はより多様化してきている。

こうした状況を踏まえ、これまでの施策の現状と課題を振り返るとともに、今後の推進目標を設定するため、新たな清水町社会教育計画を策定し、まちの将来像の実現に寄与することを目的とする。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の名称

この計画の名称は、「第10次清水町社会教育計画」とする。

第2節 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とする。

第3節 計画の考え方

第10次清水町社会教育計画は、第6期清水町総合計画を上位計画とし、その前期基本計画と連動してきた第9次清水町社会教育計画の継続性を保ちながら、「生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供する」という社会教育の役割に基づいて策定する。

また、策定にあたっては、令和8年1月26日に清水町社会教育委員及び清水町スポーツ推進委員から提言された「第10次清水町社会教育計画のあり方について」を基軸とする。

これらを踏まえ、本町の社会教育施策の持続的推進に向け、実現可能な5か年の見通しを持った計画として位置づける。

第4章 計画の構成

この計画は、次の5章で構成する。

第1章 計画の基本

第2章 目指すべき社会教育の姿

第3章 第6期清水町総合計画との関連

第4章 施策の基本的方向

第5章 基本的方向ごとの施策と推進目標

第2編 基本計画

第1章 計画の基本

「清水町民憲章」の精神を受け継ぎ、町民一人ひとりが生活課題や地域課題に気づき、主体的な学び合いと町民相互の分かち合いにより、健康で豊かな生活が送られるよう、生涯にわたる統合した教育の目標である「清水町教育目標」の具現化を目指す。

また、第6期清水町総合計画の施策大綱の一つ「学びから生きる力を育むまち」を念頭に置き、各施策の方向性や重点を整理し、社会教育が果たす役割を明確にする。

以上を踏まえ、まず社会教育の目標として「目指すべき社会教育の姿」を設定し、その下に、今後5年間で実現すべき施策の基本的方向を3つ定める。さらに基本的方向ごとに4つの領域に細分化し、それぞれに推進目標を設定することで、総合計画と一体となった社会教育施策を推進する。

第2章 目指すべき社会教育の姿

社会教育施策の推進にあたっては、町民一人ひとりの主体的な学びを基盤とし、地域や世代、分野を越えたつながりを育みながら、社会の変化に柔軟に対応できる力を地域全体で高めていくことが求められる。

また、知識や技能の習得と合わせて、学びを通じて地域や他者への気づきを促し、その成果を分かち合うことで、人と人、人と地域を結ぶ役割を担う必要がある。

こうした学びの積み重ねにより育まれる協調的な関係性は、地域コミュニティの持続的な形成に資するものであり、青少年、成人、家庭、文化芸術、スポーツといった各分野における学びや活動が地域の中で循環し、主体的な社会参画へとつなげることが重要である。

このことから、目指すべき社会教育の姿は「学びによる気づきと分かち合いで地域をつなげる」とする。

第3章 第6期清水町総合計画との関連

第1節 総合計画との関連

本町のまちづくりにおける最上位計画である第6期清水町総合計画のまちの将来像「まちに気づく まちを築く とかち清水～想いをミライに繋ぐまち～」を根幹として、社会教育に係る施策大綱「学びから生きる力を育むまち」と整合性を図りながら、教育行政としての主体性を保ち施策を推進する。

第2節 総合計画における施策の位置づけ

総合計画と一緒にとなって施策を展開するために、社会教育施策の基本的な考え方は次のとおりとする。

- 「文化芸術活動の推進」については、文化芸術振興を基本的な考え方とする。
- 「スポーツ活動の推進」については、スポーツ振興を基本的な考え方とする。
- 「生涯学習の推進」については、社会教育振興を基本的な考え方とする。

第4章 施策の基本的方向

目指すべき社会教育の姿を実現するため、施策の基本的方向を次のとおり設定する。

第1節 基本的方向1 社会教育振興

人口減少やライフスタイルの多様化が進む中、町民一人ひとりが主体的に学び、地域との関わりを持ち続けられる環境づくりが求められている。そのため、青少年の体験活動の充実や、成人・家庭教育における学習機会の工夫、社会教育施設を拠点とした学びの循環の促進に取り組むとともに、情報発信の充実や生涯学習ボランティアの活用など、学びを支える体制の強化を図る。

これらを踏まえ、「暮らしの変化に対応し地域の一体感を高める」ことを社会教育振興の基本的方向として設定する。

第2節 基本的方向2 文化芸術振興

文化芸術は、町民の心を豊かにし、地域への誇りや愛着を育む重要な役割を担っている。そのため、多様な文化芸術に触れる機会を維持・充実させるとともに、町民が主体的に活動に関わる仕組みづくりや、青少年への文化体験の充実、郷土文化の継承と発信を進める。また、文化芸術施設の環境整備と利活用の促進により、誰もが身近に文化と出会える環境を整える。

これらを踏まえ、「文化芸術を再発見し活動の輪を広げる」ことを文化芸術振興の基本的方向として設定する。

第3節 基本的方向 3 スポーツ振興

スポーツは、健康づくりや生きがいの創出に加え、世代を越えた交流を生み出す力を持っている。そのため、町民が気軽にスポーツに親しめる機会の充実を図るとともに、青少年が安心してスポーツ活動に取り組める環境づくりを進める必要がある。また、スポーツ施設の計画的な整備や、関係団体との連携による推進体制の強化を通じて、持続可能なスポーツ振興を図ることが求められる。

これらを踏まえ、「健康と夢を育むスポーツの楽しさをつなげる」ことをスポーツ振興の基本的方向として設定する。

第5章 基本的方向ごとの施策と推進目標

基本的方向ごとの施策を実施するにあたっては、教育基本法にある生涯学習の理念に即し、社会教育の振興に努めることを基軸とする。

そのため、社会教育法や図書館法、文化芸術振興基本法、スポーツ振興法、その他の社会教育関係法及び国や北海道の審議会答申に即して、基本的方向ごとに4つの領域の施策を設け、それぞれに推進目標を設定する。

また、各施策を計画的かつ効果的に実施するため、事業の活動指標を定め、その達成状況を踏まえた評価を行うとともに、年度ごとに事業の見直しを行い、推進目標の達成に資することとする。

第1節 基本的方向 1 「暮らしの変化に対応し地域の一体感を高める」

●第1項 青少年教育

「地域と関わり成長する青少年の育成」

地域全体で子どもの体験と成長を支えるために、家庭・学校・地域が連携した青少年教育の体制を整える。

また、地域全体で子どもを育成する意識を高めるため、地域住民や企業を含めた多世代が青少年教育に関わる体制づくりを進めるとともに、より魅力的で参加しやすい事業運営を図る。

●第2項 成人・家庭教育

「自主的な学びが続く地域をつくる」

町民が主体的に学び合い、地域全体で活動や学習を支える環境をつくるため、働きながら学べる学習機会や地域での学びの場を充実させるとともに、ICTを活用した学習機会の導入を進める。また、参加をきっかけに自主的な学習活動へと発展できる流れをつくり、地域コミュニティの活性化につなげる。

家庭教育では、学校や関係機関と連携し、子育てや生活に身近な学びを提供し、地域全体で子どもを支える環境づくりを進める。

●第3項 社会教育施設

「地域をつなぐ学びの拠点づくり」

多世代が集い協働できる地域コミュニティ機能を強化するため、各社会教育施設を学びと交流の最前線として位置づけ、講座や事業を通じて町民同士のつながりを育むような運営を進める。

また、事業後の自主的な学習活動や地域活動につながる仕組みを整えるとともに、情報発信を強化することで、参加促進と地域への波及を図る。

●第4項 社会教育推進体制

「地域に根ざした学びの循環を構築する」

町民参加と地域連携を軸とした学びの体制を整備するため、町民の学習ニーズを的確に把握し、地域資源を生かした学習機会を提供する。また、事業の企画段階から町民の意見を反映し、参加しやすい工夫を行うとともに、効果的な情報発信を進める。

さらに、生涯学習ボランティアの育成や学校との連携を深め、町民・地域団体・行政が協働する学びの循環を構築する。

第2節 基本的方向2 「文化芸術を再発見し活動の輪を広げる」

●第1項 文化芸術活動

「町民一人ひとりが関わりを持てる文化芸術を広げる」

多世代が参加しやすい文化活動を整備するため、情報発信の強化と参加しやすい環境づくりを進める。広報誌やSNSを活用し、活動の様子を積極的に紹介するとともに、より多様な町民が参加できる環境を整備する。

また、文化の担い手を育成するため、新たなサークルの立ち上げを促進し、文化活動の裾野を広げる。

●第2項 青少年の文化

「未来の文化活動の担い手を育む」

青少年が継続して文化に関われる環境を充実させるため、年齢に応じて地域の文化団体やサークルへ円滑に参加できる仕組みを整える。活動成果を発表会や展示、動画などで見える化し、子ども自身の達成感や保護者の理解を高める。

また、活動の魅力を丁寧に発信し、家庭や地域の協力を得ながら、文化に親しみ続けられる環境を整備し、将来の担い手育成につなげる。

●第3項 郷土の文化

「誇りある郷土文化を継承する」

郷土資源の活用と住民参加による文化を継承するため、文化史跡等の歴史的資源の適切な管理をするとともに、町民が郷土文化に触れ、体験できる機会を充実させる。

また、郷土史研究団体との協働を通じて記録と発信を行い、住民自らが文化継承に関わる仕組みを強化し、保存する文化から参加する文化へと発展させ、郷土への誇りを育む。

●第4項 文化芸術施設

「誰もが身边に文化と出会う環境づくり」

町民の主体的な文化芸術活動を支えるため、多世代が日常的に文化に触れ発表・交流できる環境を整備し、文化団体や生涯学習団体の発表機会を拡充する。

また、安全性や快適性に配慮した施設整備を進め、文化芸術を通じた交流と学びの拠点としての役割を強化する。

第3節 基本的方向3 「健康と夢を育むスポーツの楽しさをつなげる」

●第1項 スポーツ活動

「気軽に参加できるスポーツ活動で交流を深める」

幅広い世代がスポーツ活動やスポーツ観戦を通しての「町民ひとり1スポーツ」を進めるため、スポーツイベントの企画や大会等の活動情報を積極的に発信する。

また、スポーツ団体等と連携し、スポーツの魅力が町民に伝わる環境づくりを進める。

●第2項 青少年のスポーツ

「子どもたちが安心してスポーツ活動に取り組める環境を整える」

子どもたちのスポーツの活動機会が喪失しないよう、少子化を見据えた広域連携や活動機会を確保する。

また、指導者支援や送迎支援など保護者負担の軽減を図るとともに、部活動の地域展開については丁寧な周知と段階的な体制整備を行う。

●第3項 スポーツ施設

「スポーツ施設の環境を整え利用者の活動意識を高める」

スポーツ施設を安心・安全に利用してもらうため、利用者の声を踏まえて計画的・適切に老朽化対策等を行い、町民のスポーツ環境を維持する。

また、スポーツ施設は、利用者・管理者・関係団体との連携を強化し、スポーツ活動や地域交流の場として、施設の体制整備を図る。

●第4項 スポーツ推進体制

「スポーツの魅力を感じる活動機会を提供する」

スポーツの魅力を広く伝えることにより新たな活動者を掘り起こすため、高齢者や運動が苦手な人も参加しやすい軽スポーツの普及を進め、誰もがスポーツの楽しさを感じられる機会を提供する。

また、出前講座や観戦機会の創出を通じて、スポーツの健康効果や交流の魅力を発信し、町民が多様な関わり方でスポーツに親しめる体制づくりを進める。

施策の体系

